

## 受益権複層化信託 そのニーズと利用における懸念点

財産の管理と承継という信託の機能をうまく組み込んだ信託に、受益権複層化信託があります。今回のニュースレターでは、受益権複層化信託を取り上げてみたいと思っています。

### ●受益権複層化信託とはどのような信託なのか？

受益者は、受益権を有する者です（信託法2条6項）。受益権は、受託者が受益者に負う債務に係る権利であり、権利の内容は信託行為に基づいて決められます。信託財産に属する財産の引き渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（受益債権）と、受益債権を確保するために、信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の権利を求めることができる権利の2つを受益権といいます（信託法2条7項）。

一般的によくある信託として、高齢となった父が所有する賃貸不動産を子に信託し、委託者である父が受益者となる信託があります。受託者が信託財産の不動産を第三者に賃貸することで生まれる収益を、受益債権を有する父に給付する信託です。その後、父が亡くなった後、父の受益権は消滅し、新たに母と子が受益権を得るといった受益権を量的に分割する信託も一般的に見られる信託です。母と子の受益権は、量的に分割（同質の分数で分割）されていますが、受益債権の「質」は分割されていません。

一方、受益権複層化信託は、信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利である収益受益権と、信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利である元本受益権と、質

的に内容の異なる2つの受益債権が、1つの信託契約で規定されている信託です。そして、それぞれ別の者が受益債権を有するとして組成する（例えば、委託者が収益受益者、委託者の子が元本受益者）ことがあります。

収益受益者は、信託期間中に信託財産の管理運用から生まれる収入を得て、元本受益者は、信託期間中には何ら収入は得られないが、信託終了時に信託財産の元本を得る信託です。

### ●受益権複層化信託の活用事例

受益権複層化信託を利用して親子の財産承継を実現している事例があります。

一定の水準で収益を生み続けている財産を有している親が、信託することでその財産の管理・運用を受託者に任せて、信託期間中、親は、収益受益者として信託財産の収益を得ていきます。そして、信託期間が満了した時には、子が、元本受益者として、信託財産の元本を受けすることで、親から子への財産承継を実現する信託です。

受益権複層化信託は、財産を運用管理し、収益を使って元本を残す仕組みである。（「受益権複層化信託の法務と税務」高橋倫彦 編 平野和俊・小山浩・木村浩之著 日本法令）といわれるように、生活や療養等に親が必要とする資金を、信託財産自体を取り崩すことはせずに信託財産の管理・運用による収益のみを親に給付して、信託期間満了時には、収益を生み続ける価値のある信託財産の元本を子に承継するといった、信託ならではの収益の給付と承継を実現していく仕組みです。

## ●子への財産承継における税対策として注目されることも

所得税・法人税・相続税などの法律では、受益権複層化信託の定義は定められていません。相続税法基本通達9-13にのみ、受益者連続型信託以外の信託で、当該信託に関する収益受益権を有する者と当該信託に関する元本受益権を有する者とが異なるものが、受益権が複層化された信託と定義しています。

財産評価基本通達202（以下、通達202といたします。）は、信託受益権の評価を定めた通達です。信託受益権の評価に関する通達は、この1つのみです。

受益権の評価について、通達202では、この通達で定める方法により、まず、収益受益権の評価額を算出して、その後、信託財産額から収益受益権を差し引いた残りの額を、元本受益権の額としています。簡単にいうならば、収益受益権の額と元本受益権の額を足したものが、信託財産の額ということになります。

通達にしたがって算出した収益受益権の額が大きければ、その分、元本受益権の額は小さい額となります。そして、元本受益権の額が小さくなれば、元本受益者である子への贈与額が少額になります。子らの後継世代は、信託開始時に元本受益権を委託者より贈与されたとみなされて贈与税が課税されます。元本受益権が信託財産に比べて少額になることで、子などへの後継世代への財産承継における税対策スキームとして、受益権複層化信託が注目されることがあります。

負担は信託開始時で移転は信託終了時とはいえ、信託財産額より少額の評価額で信託財産の元本を子らへ移転できることは、資産家等には相続・贈与における節税スキーム的な信託として、魅力的に見えること

もあるかもしれません。なお、信託期間、信託財産が生む収益額、信託開始時の金利により信託受益権の評価額は異なるため、本レターで受益権を具体的に計算することをしません。

「受益権複層化信託は、税務上の取扱いが法令自体から明らかでないのみならず、通達や課税実務のレベルまで見ていっても明確ではない」（受益権複層化信託の法務と税務）といわれています。ニーズがあるのに取扱いが明確でなければ、安心して受益権複層化信託を使うこともできません。信託に関する実務を担う者として、この信託に関する相談を受けたときに、みなさんはその対応に困ることもあるかもしれません。

筆者も民事信託に係わる実務者として、税法や通達の整備が進んでいくことを望んでいます。

## ●受益権複層化信託について専門家が議論を

民事信託活用支援機構では、11月7日（金）17時より特別セミナーを開催します。

テーマは「民事信託実務の限界とソリューション」。パネルディスカッション形式で、会場参加とオンライン参加のハイブリッド形式で行います。

モデレーターに木下勇人氏（公認会計士・税理士 税理士法人レディング）。パネリストに成田一正氏（公認会計士・税理士 税理士法人おおたか）、山口正徳氏（弁護士 岡田綜合法律事務所）、石脇俊司（株式会社継志舎）の4名（いずれも民事信託活用支援機構 専門家協議会会員）が、民事信託実務について議論していきます。

受益権複層化信託についても特別セミナーで取り扱う予定です。最新の情報をもとに税務に関する議論も展開していきます。セミナーは、会員の方はもちろんのこと、会員でない方もご参加可能です。是非、多くの方にご参加いただけたらと思っております（会場参加は30名まで）。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）